

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第32回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

1 日時

平成20年2月8日（金） 13：30～14：35

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員）伊藤眞，奥田昌道（委員長），川崎和彦，富越和厚，永井敏雄，中田裕康，夏樹静子，平木典子，堀野紀（敬称略）

（庶務）高橋総務局長，戸倉審議官，安東総務局第一課長

（説明者）大谷人事局長，門田人事局任用課長

4 議題

（1）協議

- ・ 平成20年10月期の弁護士任官候補者について
- ・ 平成20年4月の出向からの復帰候補者等について
- ・ 平成20年4月の検事からの出向候補者について
- ・ その他

（2）次回以降の予定等について

5 議事

（1）協議

協議に先立ち，退任した池田委員の後任として永井委員が紹介された。

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成20年1月の新任判事補候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

また，最高裁判所から，平成20年10月期の弁護士任官候補者，平成20

年4月の出向からの復帰候補者等並びに平成20年4月期の検事からの出向候補者について、それぞれその指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

- ・ 平成20年10月期の弁護士任官候補者について

庶務から、弁護士任官候補者に関する情報収集については、的確な情報が十分に収集できているとはいえず、調停官を経由した弁護士任官の推進等、早い段階から的確な情報を収集するための方法を検討していく必要があるが、弁護士任官希望者側の事情に配慮し、当面は、弁護士に指名候補者名簿を示して情報提供の依頼をすることはせず、取扱い事件リスト記載の相手方代理人及び事情を知る者として候補者本人に挙げてもらった人から情報収集していること、他方、裁判官及び検察官からの情報収集に関しては、弁護士任官候補者が所属する弁護士会に対応する裁判所及び検察庁に対し、候補者の名簿及び取扱い事件リストを提示し、所属する裁判官及び検察官に対し、候補者の指名の適否に関する情報があれば、これを地域委員会に提出してもらうよう周知依頼しており、さらに、候補者が調停官になっている場合は、調停官としての執務状況に関する所長作成の報告書が最高裁判所から提出されることが説明された。庶務からの説明を受けて、今回の弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について審議した結果、地域委員会による弁護士等からの情報収集の方法、裁判官及び検察官からの情報収集の方法のいずれについても、従来と同様の方法によることとされ、庶務から、速やかに、所管の地域委員会に対し、名簿、履歴書及び取扱い事件リストを送付し、5月29日までに情報収集の上、その結果を当委員会に報告するよう要請することとされた。

- ・ 平成20年4月の出向からの復帰候補者等について

裁判官から出向している者11人について、候補者の略歴、出向先から得た候補者の執務状況等を基に、裁判官として指名することの適否について審議され、2人については、判事補として指名することが適当であると、その他の者については、判事として指名することが適当であると、最高裁判所に答申する

こととされた。また、裁判官から出向している者3人については、出向期間が3年以下であることから、出向からの復帰候補者として諮問の対象とはならないが、平成20年4月に判事任命資格を取得することから、平成20年4月期に判事に任命すべき者として指名することの適否について審議され、いずれも判事として指名することが適当であると、最高裁判所に答申することとされた。

続いて、平成20年4月に検事から出向予定の者2人について、候補者の略歴、現在の勤務先から得た候補者の執務状況等を記載した書面、司法修習の際の成績を基に、判事補として指名することの適否について審議され、いずれも判事補として指名することが適当であると、最高裁判所に答申することとされた。

- ・ 地域委員会からの要望について

仙台地域委員会から提出された、重点審議者のプライバシー保護の観点を含め、判事任命・再任候補者に関する弁護士等からの情報収集の在り方について再考を求めるとの報告書及び高松地域委員会から提出された、指名候補者全員について、前任庁に対応する庁会にも照会すること並びに指名候補者全員について、重点審議者と同様に、所長等が作成した報告書の提供を求めるとの報告書について審議した結果、いずれの報告書も、現在の取扱いによる弊害等、これを見直すべき具体的な事情を指摘しているわけではないことを踏まえ、参考意見として取り扱い、現段階では、特段の対応をしないこととされた。

(2) 次回以降の予定等について

- ・ 次回の予定について

次回の委員会は、6月27日（金）午後1時30分から開催され、平成20年10月期の弁護士任官候補者について審議することとなった。

- ・ 作業部会について

作業部会のメンバーについて、退任した池田委員に代わり永井委員が参加するほか、伊藤委員、川崎委員、平木委員、堀野委員については留任することとされた。

以 上